

特定計量制度及び差分計量に係る検討委員会
第1回 特定計量制度及び差分計量に係る検討ワーキンググループ
議事要旨

日 時：令和2年10月6日（火）15：30～17：30

場 所：オンライン会議

議 題：特定計量制度に係る基準・ガイドライン案の検討

委員・オブザーバー

- BEMSで、複数の照明、複数のエアコンを各々一つの分電盤で管理している場合、特定計量の対象と考えてよいのか。
- コンビニで、照明、エアコン、冷蔵庫をDRの制御対象にし、これを一つの計測としている場合、リソースが特定されたものとして特定計量の対象と考えてよいのか。
- 太陽光発電のパワコンで計測したデータをHEMSを介して利用する場合でも、計測対象が特定された計量とみなされるか。
- 太陽光発電のパワコンには1台で1MW級のものもある。計測の方法が同じであれば、1MW級のパワコンも対象としてよいのではないか。
- データを利用する場合については、今までの運用を踏襲したいというのが意図である。
- 500kWを超えるものに関しては、議論の内容が期待している内容と合致している。
- 表示機構に関しては、具体的な表示があったらより良いという状況かと思う。データが見られる仕組みがあれば良いと思っている。お客様が要求してデータを引き出せることが、一番のポイントと思っている。
- 過度の負担は、当初の趣旨を失わせるのではないかという思いがある。例えば温度などを通常の想定されるくらいのパターン分けで届出できるようにするなど、あまり過度にしない方向でご検討していただけたらと思う。
- 今回の特定計量の範囲について、500kWという範囲は特定計量器とどうすみ分ける考えなのか。
- 特定計量器は、精度を厳しくする方向で国際勧告が来ており、±5%という時点で世界の流れからは逆行している。今回の目的が、計量に係るコストを下げるということであれば精度より物量が効くので、共通化が必要ではないか。
- 一定の計測精度、試験方法を満たせば、特定されているもの以外でも対象にして良いのではないか。
- 自家発電設備で500kW超1MWクラスのニーズがある。民間の事業者で規格の立ち上げはハードルが高いので、今回のワーキンググループで500kW以上のクラスについても議論できればと考える。
- 分電盤に内蔵する計量器等について、一体不可分の定義があまりに厳しくなってしまうと、事業者としてはハードルをクリアするのが難しくなってくる。
- 選択肢が豊富になって計量に係るコストが下がるような試験方法を今回のワーキンググループで決めていただければと思う。負担の多い試験を新たに設けるのではなく、既にある試験方法で使えるものを設定していければと考えている。
- 試験項目が増えていくのはメーカーとしてもありがたいことではないので、きちんと計量できることを守りながら、いかに試験を最小限にできるかを議論していきたい。

- 個々の機器の精度が5%程度であっても、数十を超えるまとまりでアグリゲーションすると3%以内に収まるという結果を得ているので、個々の精度は3%に限らず送配電事業者と取引できる制度設計を希望する。
- 精度を担保するのはメーカーなのか事業者なのか。
- 製造者が出荷検査で精度が3%以内と成績書を届出事業者に出し、届出事業者が3%の精度と届け出したケースで、実際の運用の中で3%を超過した場合、誰の責任になるのか。
- JISの技術基準の50項目と比較するということで、JET認証が的確なのかというところはある。試験内容と機器の比較と計量器の計量性能の比較ということで、合致しないところがあるかと思う。耐候性、安全性等は重複するかと思うが、それ以外のところが心配なこともあり、ご意見をいただきたい。
- 試験項目が増加し、緩和したのに実は全然緩和されていないとならないよう、どんな試験をしたら担保できるかをメーカーの負担にならないように整理し、新しいビジネスを行う事業者に使ってもらえるようにしたいと思っている。
- 前回委員会の際にリーディング誤差について話したが、あまり理解していただけなかったと感じているので、次回説明させていただきたい。パワコンの計量機能、性能は、メーカーによって異なると思うので、情報を知りたい。
- 工業会でも各メーカーに、現在作られているパワコンで、普通の条件で測ってどのくらいの実力値かを調査している。これらも提示しながら議論を進めさせていただきたい。
- データ保存、セキュリティ・改ざん対策を構造要件ではなく運用のところで議論する意図は、個々の機器にデータ保存を求めるのではなく、例えば事業者が構築したネットワーク環境等で対策すべきものだという理解でよいのか。
- 使用期間が短くなるほど事業者にかかるコスト等の労務負担が発生する。届け出の方法、試験の方法と同様に、その頻度もコストに直結するので、ご配慮いただきたい。

事務局・行政機関

- 特定計量の対象は、計量をする際に計測対象や使用環境が特定されているということ。
- 基本的には機器の特徴を踏まえて試験し、性能が発揮されることが確認されていれば、これらを特定計量の対象とできると思う。
- 細かい線引きは、皆様のご意見を伺いながら事務局で論点を整理していくものと考える。
- ODRIについては、それらの組み合わせについて確認がなされていれば、基本的には複数組み合わせで使用できるという整理が適当と考える。
- 500kWを超えるものについては規格等がある場合に許容するという議論がなされてきているので、課題やニーズがあるようであればご意見をいただきたい。
- 測る対象が特定できるものだけが、今回の制度の特例計量器に該当すると考えている。
- 特に計量規模が大きいものについては、特定計量器を付けた方が合理的であるという考えがある一方で、柔軟に取引を行いたいというニーズも聞いている。共通化については、指摘を踏まえて検討いただけたらと思う。
- 今回制度として施行したものはあくまで特定計量制度で、特定することにより試験項目について合理化できるものは合理化するというのが基本的な考え方。どこまで自由に使えるようにするかということと、どれだけ試験項目を追加していくかは、バランスを見ながら検討が必要だと思う。
- 一体不可分の考え方については、ハード的な措置だけでなく事業者と需要家とのやり取りによって措置を行うことでも一体不可分になりうるという整理ができていると思っている。

- アグリゲーションすると精度が3%以内に収まるというのは、検討委員会で委員より同様のご指摘をいただいた。一般送配電事業者の送電網を介した取引は、取引相手が一般送配電事業者や市場であり、これらからの規律がかかる部分があると思う。市場に向けては3%以下ということが説明でき、需要家との個々の取引は5%の精度でよいという整理がなされるということも1つなのかなと思う。そういう整理が可能なのかも含め、今後ワーキンググループで議論いただければと思う。
- 精度を担保する者について、法律は届出事業者が何パーセントのものを使っていますということ国に届けるスキームである。国との間において約束を負うのは届出事業者である。一方、届出事業者にどういう製品を出荷したかの責任は、製造事業者が負うと考えられる。基本的には、国に対しては届出事業者、届出事業者に対しては製造事業者がしっかりと説明をするということだと思う。
- 精度を超過した場合の責任については、ケースバイケースであるが、国との関係において3%以上の特例計量器は使いませんという約束がある。国はそういう場合に、まずは届出事業者に説明を求めることが考えられる。その説明を求めた結果、きちんとした対応が取られなければより強い措置をとるということはあると思う。一方で、国から説明を求められた場合、届出事業者はメーカーにおそらく確認をして説明を求めると思う。その際に、もしそれが本当に3%を発揮できない製品であれば、場合によってはメーカーに補償を求めるということも考えられる。
- 今回のデータ保存とセキュリティ対策については、計量器で対策することも、事業者で対策することも可としている。事業者の考え方によって対応可能ということで、計量器の構造要件とは別に両方とも対応できる事項として別出しして議論することを意図している。

以上